

少額短期保険業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

（別紙5）

現 行	改正後
<p>Ⅱ-3-8-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件届出書等により、<u>取引時確認等の措置の確実な履行を適切に実施するための内部管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第272条の25に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。</u>その際、内部管理態勢が極めて脆弱であり、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあると認められるときは、法第272条の26に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>また、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第272条の26に基づく厳正な処分について検討するものとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>Ⅱ-3-8-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件届出書等により、<u>取引時確認等の措置の確実な履行又はマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン記載の措置を適切に実施するための内部管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第272条の25に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。</u>その際、内部管理態勢が極めて脆弱であり、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあると認められるときは、法第272条の26に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>また、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第272条の26に基づく厳正な処分について検討するものとする。</p> <p>（以下略）</p>